

明監報第21号

市民生活局（環境室）定期監査及び行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定により、みだしの監査を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成29年(2017年)12月27日

明石市監査委員 藤本一彦

同 星川啓明

同 山崎雄史

同 辻本達也

## 市民生活局（環境室）定期監査の結果について

### I 監査の対象

市民生活局

環境室

環境総務課 環境保全課 資源循環課 収集事業課

### II 監査の期間

平成29年10月23日から平成29年12月27日まで

### III 監査の範囲

平成29年8月末日現在における財務に関する事務

### IV 監査の方法

市民生活局（環境室）各課から予算の執行状況、財産の管理状況等について、資料の提出を求め、関係諸帳簿等について調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、財務会計処理が法令等に基づき適正に行われているか、事務の執行が計画的かつ効率的に行われているかについて監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 予算の執行等
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 補助金
- (5) 貸付金
- (6) 契約事務
- (7) 財産管理
- (8) 出張命令
- (9) その他

### V 監査の結果

今回の監査は、財務に関する事務の執行状況を中心に実施したのであ

るが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項については、改善措置を講じられたい。

## 市民生活局（環境室）行政監査の結果について

### I 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（注）準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

### II 監査の期間

平成29年10月23日から平成29年12月27日まで

### III 監査の範囲

監査事務局の予備監査時点における準公金の取扱いに関する事務

### IV 監査の方法

明石市準公金取扱基準に基づいた事務が行われているかについて、市民生活局（環境室）各課の関係書類等を調査確認し、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により、監査を実施した。

監査の対象事項としては、以下のとおりである。

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について
- (5) 今後の取扱いについて

### V 監査の結果

市民生活局（環境室）で取り扱っている準公金について、環境総務課2件、環境保全課2件、資源循環課1件の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、次のような事例が見受けられたので、検討のうえ、改善措置を講じられたい。

また、別途改善の検討を指示した事項についても、改善措置を講じら

りたい。

#### 1 環境総務課における準公金の取扱いについて

本市では、準公金の取扱いに係る事務の適正化を図るため、明石市準公金取扱基準（以下「取扱基準」という。）を定め、平成28年1月から、取扱基準に基づき準公金を取り扱っているところである。

しかしながら、環境総務課で取り扱う「明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会」に係る準公金において、

(1) 入出金について、出納簿に記載されていないものや決裁を経ずに行われたものがあった。

(2) 多額の準公金が、現金で長期間保有されていた。

(3) 出納簿について、定期的な検認が行われていなかった。

など、取扱基準に基づく現金等の管理や出納事務が行われていない事例があった。

監査の結果、現金・預金の出納と現金・預金の残高とは、一致したところであるが、準公金について、問題事案があれば市や職員の責任が問われることになる。市民にとっては、公金か準公金かの違いはないことから、公金と同様に適切な取扱いに留意しなければならないところである。

問題事案の発生を未然に防止するため、出納簿を適切に作成されるなど取扱基準を遵守するとともに、事務の透明性を高め、組織として準公金の適正な管理を行われたい。